

令和6年度「第3回佐賀地方最低賃金専門部会」議事録

- 1 日時 令和6年8月7日(水) 9:56~11:51
- 2 場所 佐賀第2合同庁舎 5階 共用大会議室1
- 3 出席者
公益代表：甲斐委員(部会長)、安永委員(部会長代理)、早川委員
労働者代表：岩井委員、松尾委員、諸富委員
使用者代表：西岡委員、平野委員、福母委員
事務局：恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、
伊東賃金調査員
- 4 議題
 - (1) 追加資料について
 - (2) 佐賀県最低賃金の改正について
 - (3) その他

(第1回全体会議)

○岩竹室長補佐

委員の方々もお揃いですので、定刻前ではありますが、始めさせていただきますと思います。審議に入ります前に、事務局から御報告いたします。

本日は、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数に達していることを御報告いたします。

それでは部会長、議事の進行をお願いします。

○甲斐部会長

皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、第3回佐賀県最低賃金専門部会を開催いたします。

議題(1)ですけれども、追加資料について事務局から説明をお願いします。

○北村室長

まず、机上配付資料の1枚目に全国の答申状況の一覧を載せております。現在27都道府県で答申されておまして、うち19都道府県が目安通りの50円引上げとなっております。Cランクでは秋田県が8月5日に結審しまして54円引き上げで951円となっております。今のところまだ九州で答申したところはありません。

先日、福母委員の方から、実質賃金の算定方法について質問がございました。机上配付資料の3枚目に、7月9日付けの佐賀新聞の記事を付けております。まず、そこでありますように実質賃金というのは厚生労働省の毎月勤労統計調査に基づいて発表しているということで、本編の資料の次第をめぐって1枚目に毎月勤労統計調査における賃金の伸び率についてという資料を付けています。その裏面に賃金の算定方法を付けております。

名目賃金の方は記載のとおり、現金給与の支払総額推定値を常用労働者数の総数、推定値で割って出すということです。更に、名目賃金指数というのを名目賃金の実額から基準値で割って出します。その右側に実質賃金の算定方法が書いてありますが、実質賃金は各月の名目賃金指数を消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く総合で割って算定するということになっておりますので、実質賃金額自体を出すわけではなくて、指数で出すということです。

あとは参考資料として、先日、福母委員から毎月勤労統計調査の決まって支給する給与とは何か、との質問がありましたが、本編の資料の3枚目に毎月勤労統計調査の用語の説明の資料、その一番下の4の現金給与額の2行目に記載されておまして、前回、時間外手当は除くと思われるという発言としておりましたが、決まって支給する給与とはあらかじめ定められている支給条件算定方法によって支給される給与のことであって、所定外給与を含むとされておりますので時間外手当は含みます。

また、その裏面に、特別に支払われた給与とは賞与であって、この手当等が該当するということが記載されております。

最後に現金給与額は決まって支給する給与と特別に支払われた給与との合計であるということが記載されておりますので、決まって支給する給与には賞与等は含まない、時間外手当等は含むということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○甲斐部会長

ありがとうございました。委員からの要望に対して詳細な説明をいただき、根拠資料を付けていただいて大変助かります。ありがとうございました。

皆さんからただ今の資料の説明等について質問等ございますか。

○松尾委員

前回、西岡委員の方から御質問をいただきました連合で統計をした労働組合の数、人数の件についてです。従業員か組合員かということなのですが、私達が統計を取っているのは組合員ということになりますので、その企業で働く従業員の数とは必ずしも一致をしないということです。

もう1点が規模のところですが、何人規模でどれぐらいの組合があるのかということなのですが、300人以上が県内の地場で3つあります。300人以上が3つで、100人以上300人未満が15あります。100人未満で44あります。そのうちの30人未満が19あります。もっと細かくということであれば調べることはできます。

○福母委員

大丈夫です、ありがとうございます。以前聞いたときも、その数字を教えてくださいましたのは、その数字ですね。

○松尾委員

そうですね、100人未満のところは30人以下とかそういったところはお示ししていなかったのです。

○甲斐部会長

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

(質問等なし)

○甲斐部会長

それでは本日、これからまた個別に協議を進めていきたいと思っております。

前回、第2回専門部会では、使用者側から28円、労働者側から69円の提示をいただいております。まだまだ開きがございますので、少しでも結審に

向けて議論を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではこれから各々控室で検討していただく時間を設けて、使用者側からお呼びして個別協議を進めていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

〔労働者側委員・使用者側委員退室〕
〔労働者側委員・使用者側委員・公益委員と個別折衝〕
〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

(第2回全体会議)

○甲斐部会長

お待たせいたしました。個別協議において使用者側に労働者側の63円という金額やその根拠となる独自調査の項目等をお伝えしました。その上で物価の上昇に関する使用者側の考え方や企業もそれらの物価上昇の圧迫を受けている、例えば、小麦粉等の高騰が製麺業を圧迫している状況について、話をいたしました。

また、労働者側から御提示いただいたハローワークでのパートの募集金額の話についても、人材がなかなか集まらないという使用者側の現状もお聞きして、双方の認識というのは共通認識としても捉えることができそうだと考えております。

ただし、本日は零細企業にとって賃上げが厳しいという御意見にとどまり、使用者側の再提示にまでは至りませんでした。本日中に結審するというのも私達も難しいとの認識ですので、本日はこれで部会を終了して、次回、9日に結審に向けて協議を進めていきたいと思っております。次回、9日につきましても使用者側の方からお呼びして御提示いただきたくこととしております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐部会長

本日は、双方とも熱心に御議論いただきましたが、まだ差が大きく結審には至りませんでした。次回に持ち越したいと思っております。労使双方におかれましては本日の議論も踏まえ、最低賃金額等を取りまとめるという観点から次回での歩み寄りをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは次回の日程等につきまして事務局から御案内をお願いします。

○北村室長

今回は明後日、金曜日この会場で午前 10 時から開催をいたします。結審した場合は午後 2 時を目途に本審を開催いたします。結審に至らなかった場合の予備日は、8 月 20 日の火曜日を予定しておりますのでよろしくお願い致します。

○甲斐部会長

ありがとうございます。

それでは本日の専門部会はこれで終了いたします。本日の議事録の署名につきましては、労働者側は諸富委員、使用者側は福母委員にお願いいたします。本日はどうもお疲れ様でした。次回またよろしくお願いいたします。

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
